

平成29年度答申第33号  
平成29年12月25日

諮問番号 平成29年度諮問第29号（平成29年10月30日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定  
に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係る通院に要する費用（以下「アフターケア通院費」という。）の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等

事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項1号は、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成24年7月3日、通勤災害により、頭部外傷の傷害を負い、治療を受けたが、平成26年8月8日をもって治癒（症状固定）と診断された。

(障害給付支給請求書、診断書)

- (2) 審査請求人は、平成26年10月23日、脳に障害が残存するとして、B労働基準監督署長に対し、障害給付の支給を請求した。

B労働基準監督署長は、平成27年3月25日、審査請求人の障害につき、障害等級第7級の第3号（神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの）に該当するものと認め、障害年金等の支給を決定した。

(弁明書、障害給付支給請求書、診断書、年金・一時金支給決定通知)

- (3) 審査請求人は、平成27年4月13日、処分庁に対し、脳の器質性障害（外傷による脳の器質的損傷）に係るアフターケアに係る健康管理手帳の交付を申請した。

処分庁は、その後、審査請求人に対し、脳の器質性障害（外傷による脳の器質的損傷）に係る健康管理手帳の交付を決定し、同月16日にこれを通知した。

(健康管理手帳交付申請書、健康管理手帳交付決議書、健康管理手帳の（新規）交付申請に係る交付決定通知書、書留・特定記録郵便物等受領証)

- (4) 審査請求人は、平成28年6月7日及び同月22日、アフターケアのため、P病院に通院し、同年8月18日、処分庁に対し、本件申請をした。

(アフターケア通院費支給申請書)

- (5) 処分庁は、平成28年9月15日、本件申請に対し、本件不支給決定をした。

(アフターケア通院費不支給決定通知)

- (6) 審査請求人は、平成28年11月22日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成29年10月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が患っている重度の高次脳機能障害を診てくれる病院で審査請求人の住居地から一番近いのは、P病院であり、P病院への通院は、アフターケア通院費の支給対象になるはずである。

(審査請求書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

アフターケア通院費の支給要件は「アフターケアの通院に要する費用の支給について」（平成9年8月26日付け基発第596号）の別添「アフターケア通院費支給要綱」に定められており、本件申請はその要件を満たしていない。

なお、審理員の意見も同旨である。

(諮問説明書、審理員意見書)

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

#### 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災保険法29条1項1号は、政府が、労災保険の適用事業に係る労働者等について、社会復帰促進等事業として、業務災害等の被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を行うことができると定めているが、これは、労災保険制度による保険給付を補完するものと解される。

(2) 上記社会復帰促進等事業の1つとして、アフターケアに係る健康管理手帳の交付が行われ、アフターケア対象者の経済的負担を軽減するために、アフターケア通院費の支給が行われているところ、厚生労働省は、アフターケア通院費支給要綱によって、その支給基準を示している。

そして、アフターケア通院費支給要綱によれば、その支給基準は以下のとおりであり、いずれかの基準を満たす場合には支給するものとされている。

① アフターケア対象者の住居地又は勤務地からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関へ通院する場合であって、交通機関（鉄道、バス、自家用自動車等を

いう。)の利用距離(住民地と勤務地との間は除く。)が片道2キロメートルを超える通院。

ただし、片道2キロメートル未満であっても、当該傷病の症状の程度から交通機関を使用しなければ通院することが著しく困難であると認められる者についてはこの限りではない。

- ② アフターケア対象者の住居地又は勤務地から、おおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がないために4キロメートルを超える最寄りのアフターケア実施医療機関への通院。

- (3) 審査請求人は、高次脳機能障害である旨主張するが、「高次脳機能障害」はP病院の医師が作成した診断書に記載された障害名であり、アフターケアの実施に係る審査請求人の障害は、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」(平成19年基発第0423002号。以下「実施要領」という。)により、アフターケアの対象傷病のうちの2⑫の「脳の器質性障害」であるとして、健康管理手帳の交付が行われたものである。

したがって、審査請求人は、脳の器質性障害について健康管理手帳の交付を受けたアフターケア対象者であり、本件申請は、P病院への通院に関するものであるところ、これが上記基準に該当するかどうかについて検討する。

ア まず、審査請求人の自宅からP病院までは、直線距離で約14キロメートルであり、自宅から4キロメートルの範囲内にはない。

イ 審査請求人の自宅から4キロメートルの範囲内に、Q病院及びR病院があるところ、これらの病院は、いずれも、脳の器質性障害に係るアフターケア対象者である審査請求人以外の者に対し、アフターケアとしての診察等を実施してきた実績があることが認められ(アフターケア委託費請求内訳書)、これらの病院は、いずれも脳の器質性障害の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関であると認められる。

ウ そうすると、本件申請は、自宅から4キロメートルの範囲内に適した医療機関が存在するにもかかわらず、4キロメートルを超える他の医療機関への通院を求める点で、上記2(2)①及び②の基準をいずれも満たすものではないことから、アフターケア通院費を不支給とした本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえない。

(4) 審査請求人は、高次脳機能障害を診てくれる病院で審査請求人の住居地から一番近いのはP病院である旨主張する。

しかし、本件に係るアフターケア通院費の支給対象となるアフターケア実施医療機関としては、上記(3)イのとおり、P病院よりも審査請求人の自宅に近いアフターケア実施医療機関が存在すると認められるので、審査請求人の主張は採用できない。

### 3 付言

実施要領によれば、アフターケアは、「業務災害又は通勤災害により、せき髄損傷等の傷病にり患した者にあつては、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、必要に応じてアフターケアとして予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会生活を営ませる」ことを目的としているとされ、労災保険制度上の療養が傷病の治療であるのに対し、アフターケアは症状固定後の後遺症についての保健上の措置とされている。

審査請求人は、通勤災害により受傷した後、平成24年8月7日以降はP病院で治療を受け、症状固定時の通院先は同病院であったので、そのまま同病院にアフターケアのため通院したものと推察されるどころ、審査請求人が、健康管理手帳の交付を受ける時まで、上記のようなアフターケアの趣旨を理解していたとは見受けられず、そのまま同病院にアフターケアのための通院をすることはアフターケア通院費の支給対象とはならないことを理解できるような説明がなされたかは疑わしい。加えて、本件に係るアフターケア通院費の支給対象となるアフターケア実施医療機関の存在、その名称及び所在地についても説明がなされていたとは認められない。

上記の点に関して、都道府県労働局又は労働基準監督署は、個々の事案に応じて健康管理手帳交付時まで、より丁寧かつ親切な説明を行うことが望まれる。

### 4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委 員 戸 谷 博 子  
委 員 伊 藤 洋 浩  
委 員 大 橋 一